

# はじめに

## 1 計画の目的

県内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ることを目的とし、平成28年3月に長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により策定するものです。

また、県における他の計画（長野県地域防災計画や長野県住生活基本計画等）との整合を図り、県と市町村との協議の場における検討を踏まえながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします（図-1）。

### (1) 「長野県地域防災計画」

長野県地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強い県づくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

こととされています。

## (2) 「長野県住生活基本計画」

平成23年度に策定された「長野県住生活基本計画（計画期間：平成23年度～32年度）」においても、「1 暮らしの安全を確保する住まいづくり」の項目中、災害などから生活を守る安全な住まいづくりを進めるため、住宅や避難施設となる建築物の耐震化を推進することとしています。

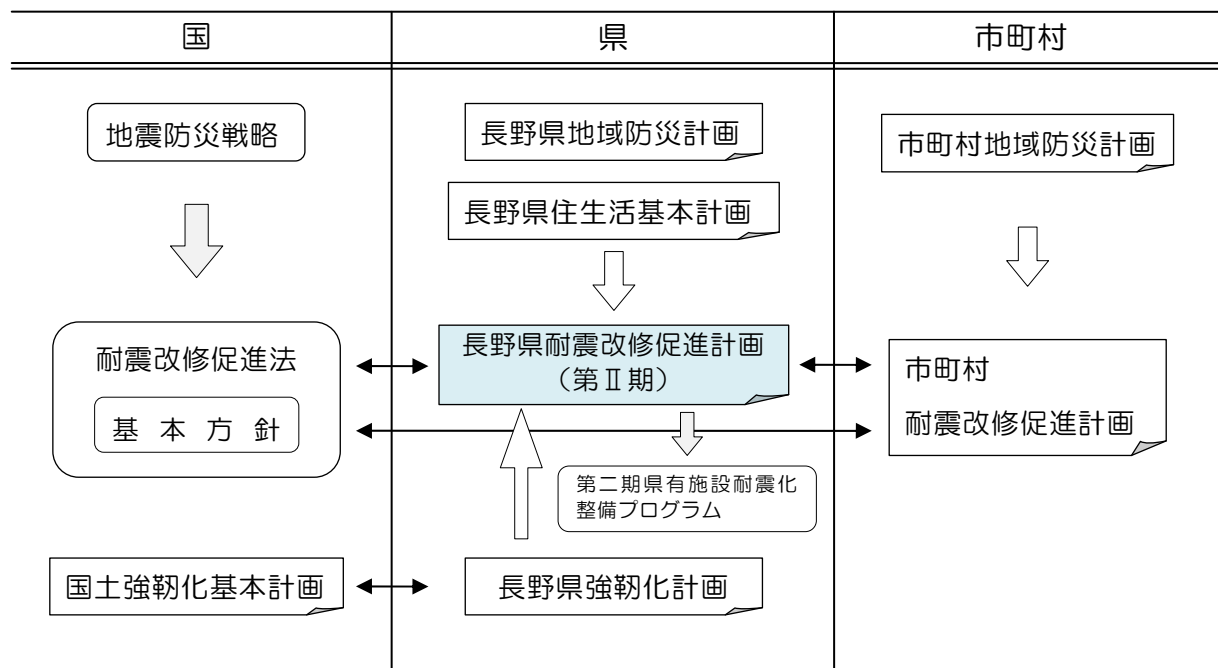
## (3) 「長野県強靱化計画」

平成23年には長野県北部地震（震度6強）や中部地震（震度5強）が、また、平成26年には長野県神城断層地震（震度6弱）が発生し、県内で地震がいつどこで発生するか予断を許さない状況です。

県内における住宅の耐震化は市町村と協働して進めていますが、広い住宅や後継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由から耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。

人命の保護とともに、被災後もできる限り日常の生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

また、多数の者が利用する大規模な建築物は地震等により倒壊した場合には、多くの被災者が発生します。平成25年の法の改正を受けこれらの建築物の早期の耐震診断や耐震改修が求められています。



(図-1)本計画の位置づけ

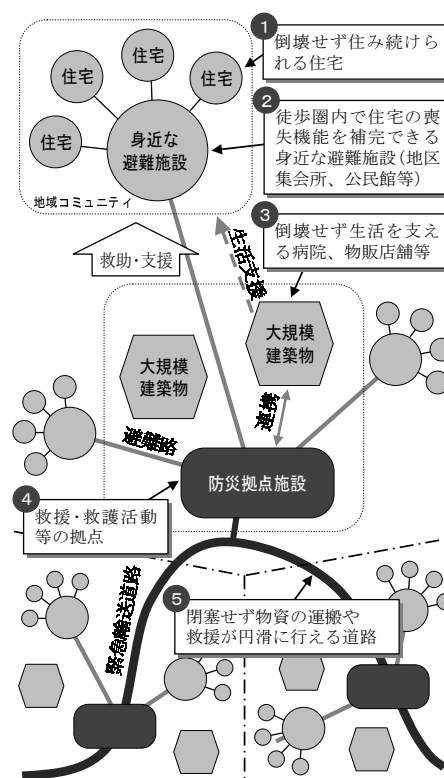
### 3 市町村との連携

「県と市町村との協議の場」被災後もできる限り日常の生活を継続できるまちをめざして

安心・安全な日常生活は県民の確かな暮らしの礎であり、大規模地震による被災時にもできる限り日常の生活が継続できることが望ましく、東日本大震災以降、被災後の事業活動が課題となり事業計画（BCP）の策定等が進みましたが、これも事業を支える県民の暮らしが継続してこそ成立するものです。

このため、地震が発生した後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常に近い生活が送れるよう、生活者の視点に立ち住宅やその他の建築物が地震に備えて確保すべき事項を区分して整理し、その確保に向けてワーキンググループを設置し検討をおこないました。

その結果を平成27年5月に取りまとめました。



(図一2) 「被災後もできる限り日常の生活を継続できるまち」のイメージ

### 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とし、前計画（平成19年1月に策定）に引き続き、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

\* 前計画の検証は別添『長野県耐震改修促進計画の実施結果について』による。

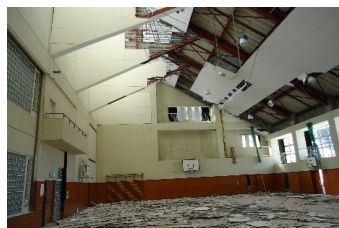
## 5 耐震化の必要性

### (1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)

長野県北部の地震



(H23.6)

長野県中部の地震



(H26.11)

長野県神城断層地震

### (2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

### (3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」とするとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

#### (4) 耐震改修促進法の改正について

##### ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
  - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
  - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
  - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
  - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

##### イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表  
などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。



## 6 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住 宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

### (3) 要安全確認計画記載建築物

### (4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

### (5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では県及び市町村の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。